

日本医科大学千葉北総病院 地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、日本医科大学千葉北総病院（以下「当院」という。）が地域医療支援病院として実施する共同利用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当院が二次保健医療圏の医療従事者に施設・機器を開放し、それらを共同利用することにより、診療や研修の機会を提供し、地域の医療機関とさらなる連携の下、良質な医療体制の構築、及び地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

(共同利用制度)

第3条 次に定める三類型の共同利用制度により運営する。

- 一 紹介患者診療型共同利用
- 二 医療機器利用型共同利用
- 三 研修参加型共同利用

(利用医師等登録制度)

第4条 第3条第1項第1号及び第2号に定める共同利用制度については、事前に医療機関及び医師の登録を必要とする。

(各制度の要領等)

第5条 第3条に定める共同利用制度及び第4条に定める登録医制度の実施にあたっては、別に定める。

(報酬等)

第6条 目的に鑑み、別に定めるものを除いて、登録医に対する報酬等は支給しない。

(事故)

第7条 別途協議の上、対応する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

(附則) この要項は、令和2年10月20日から実施する。

日本医科大学千葉北総病院 利用医師等登録制度に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日本医科大学千葉病院（以下「当院」という。）地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

（事前登録）

第2条 研修会への参加を除き、施設・機器の利用に際しては、事前に登録を必要とする。

（登録名）

第3条 紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関及び医師名を登録する。

（登録の対象医療機関）

第4条 原則として二次保健医療圏印旛地域にある全医療機関とする。

（登録の申請）

第5条 共同利用制度を利用するために登録を行おうとする医療機関は、共同利用制度登録申請書（別記様式）により病院長に申請を行うものとする。病院長の審査・承認後、共同利用制度登録機関名簿に医療機関名及び医師名などを登録して当該医療機関へ連携医療機関登録証を送付する。

（登録医証の発行）

第6条 共同利用制度登録機関名簿に登録された医師(以下、共同利用登録医)には登録医証を発行する。

（登録有効期間）

第7条 登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、医療機関からの申し出がない限り次年度以降において毎年自動更新する。

（情報の共有）

第8条 共同利用登録医は当院に紹介した患者に関して、その患者の診療に資するために当院主治医と共に情報を共有することができる。

（登録内容の変更・辞退）

第9条 登録内容に変更あるいは辞退の場合は、登録医療機関の代表者は速やかに院長に報告しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

（附則） この要領は、令和2年10月20日から実施する。

日本医科大学千葉北総病院 紹介患者診療型共同利用に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日本医科大学千葉北総病院（以下「当院」という）に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

（目的）

第2条 登録医から紹介され入院した患者の診療について、院内主治医は登録医と共同し、綿密な情報の共有を行った上で当該患者の診療にあたり、退院後のかかりつけ医による診療への円滑な連携につなげるとともに当院患者への良質な医療の提供を目指すことを目的とする。

（施設の共同利用対象者）

第3条 当院の施設等の共同利用を行うことができる者は、共同利用登録医（以下「登録医」という）とする。

（施設・設備）

第4条 当院における共同利用の範囲は次の通りとする。

- ・ CT
- ・ MRI
- ・ PET
- ・ 会議室
- ・ 開放病床
- ・ 研修室・会議室

（事前申し込み）

第5条 制度を利用する登録医は院内主治医と事前調整の上、地域医療支援病院事務局へ申し込みを行うものとする。

（共同利用のための病床）

第6条 共同利用病床は原則として以下の病棟とする。

- ・ 2階東病棟 208号室・211号室（各5床）
- ・ 3階西病棟 336号室・337号室・338号室・340号室（各2床）
- ・ 4階東病棟 405号室・406号室（各1床）
- ・ 7階西病棟 735号室・736号室・737号室・738号室・740号室（各2床）

（共同診療準備及び責任の所在）

第7条 共同診療日において、登録医は登録医証を総合案内で受け取り、持参した白衣の胸に付けて共同診療を行うこととする。また、診療にあたって、指示等は院内主治医の責任において行うものとする。

（共同利用後の報告）

第 8 条 共同利用を行った登録医は当日の共同利用業務終了後、総合案内にて報告記録簿に必要事項を記入するものとする。

（その他

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

（附則） この要領は、令和 2 年 1 0 月 2 0 日から実施する。

（附則） この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

医療機器利用型共同利用に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日本医科大学千葉北総病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

（目的）

第2条 日本医科大学千葉北総病院（以下「当院」という。）が有するCT・MRI・PET検査機器について共同利用することで、地域完結型の良質な医療の提供を目指すことを目的とする。

（事前申し込み等）

第3条 医療機器利用型共同利用に際して、登録医療機関は事前に医療連携支援センターへ共同利用申込書により申し込みを行う。医療連携支援センターは、放射線センターへ連絡を行う。

（受付）

第4条 患者は指定された時間に放射線センターにおいて受付を行う。

（検査報告）

第5条 検査結果資料は、後日、登録医療機関へ郵送する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

（附則）

この要領は、令和2年10月20日から実施する。

（附則）

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

研修参加型共同利用に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日本医科大学千葉北総病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

（目的）

第2条 病院の行う研修会及び研究会を広く地域の医療従事者に開放して、共に研修及び研究を進め、地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

（対象研修会・研究会と利用できる対象者）

第3条 当院で地域の医療従事者に公開しようとする研修会及び研究会を地域医療機関に周知する。なお、研修会・研究会への参加のための事前の登録は不要とする。

（利用時の手続き）

第4条 当該共同利用制度による研修会・研究会を利用する際は利用簿に必要事項を記入することとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

（附則）

この要領は、令和2年10月20日から実施する。